

## 新会社法対応

# 会社役員賠償責任保険(D & O保険)のご案内

~ Directors & Officers Liability Insurance ~

マーブル株式会社

日本興亜損害保険株式会社

あなたを全力で支える。



日本興亜損保

# 目次



1. 会社法における役員の実務上の責任について.....P.4
2. 株主代表訴訟係属件数の推移.....P.5
3. 海外における役員の実務上のリスク.....P.6
4. 会社役員賠償責任保険(D&O保険)とは.....P.7
5. 会社役員賠償責任保険(D&O保険)契約方法.....P.8
6. お引受条件の設定.....P.9
7. 保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金.....P.10
8. お支払いできない主な場合.....P.11 ~ 14
9. 保険契約の適用について.....P.15
10. 特約条項について.....P.16 ~ 18
  - ・信頼回復費用担保特約条項について.....P.19
11. 会社役員賠償責任保険(D&O保険)想定される事故事例.....P.20 ~ 22
12. 保険料の税務処理.....P.23 ~ 24
13. ご契約までのフロー .....P.25

# 〔1〕会社法における役員の実任について

## 1. 会社に対する責任

任務懈怠責任(会社法第423条)

忠実義務(会社法第355条)

競業および利益相反取引の責任(会社法第356条)

取締役は上記の責任・義務を課せられており、責任・義務に違反したことにより会社に損害を与えたときは、会社に対して損害賠償責任を負います。

- ☞ 監査役は、取締役の職務遂行を監査する責任を負い、任務を怠ったときは会社に対して損害賠償責任を負います。(会社法第381条、423条)
- ☞ 会計参与は、計算書類の作成等その任務を怠り、会社に損害を与えたときは会社に対して損害賠償責任を負います。(会社法第423条)

## 2. 第三者に対する責任

民法上の不法行為責任(民法709条、715条)に加え、悪意または重過失により従業員、取引先等の第三者に損害を与えた場合、役員はこれを賠償すべき責任を負います。(会社法第429条)

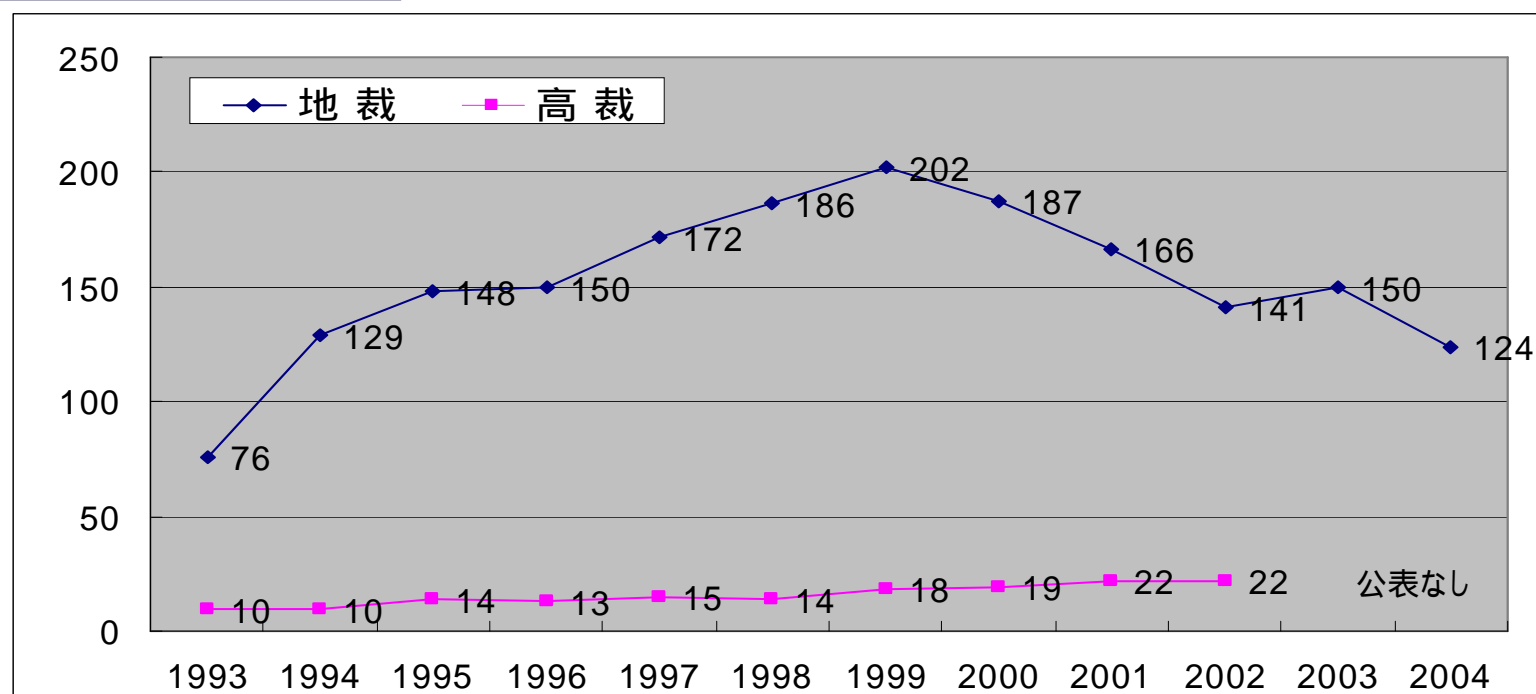
## 〔2〕株主代表訴訟係属件数の推移

わが国で株主代表訴訟制度が導入されたのは1950年ですが、1950年から1993年までの間に提起された株主代表訴訟の累計は31件でした。

しかしながら、1993年に8,200円(2003年には13,000円に変更)という低額の手数料で株主代表訴訟を提起できるようになったことに伴い、下表のように株主代表訴訟の係属件数は増加しました。

### 株主代表訴訟係属件数推移

出典：最高裁判所調べ



## 〔3〕海外における役員のリスク

### 米国における現状

諸外国の中でも米国は会社役員賠償訴訟の先進国です。米国での会社役員への損害賠償請求は従業員、顧客・取引先、競合他社、株主の順に多く発生しています。従業員からの損害賠償請求では雇用差別によるものが43%、株主からの訴訟のうち16.1%がM&Aに関するものとなっています。

出典：Tillinghast Towers Perrin社 2003年会社役員賠償調査レポート

### 主な訴訟例

【M & A】A社は他の会社に1株あたり23ドル、総額1億ドルで売却された。A社の少数株主が「A社売却の適正価格は1株あたり63ドル、総額2.8億ドルであり、株主は1株あたり40ドルの損害を被った」として、買収を承認したA社の役員に対して損害賠償の請求を行った。

【投資】B社はジャンク債に6.5億ドルの投資を行い、下半期で1.4億ドルもの損失を被った。この結果、B社の株価は9ヵ月で1株あたり13.5ドルから2ドルに下がり、無配に転落した。B社の株主がこれにより損害を被ったとしてジャンク債への投資を承認した役員に対して損害賠償の請求を行った。

## 〔4〕会社役員賠償責任保険（D&O保険）とは

### 役員に対して提起される訴訟

株主代表訴訟

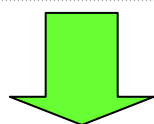
..... 会社が請求を起こさない場合に、株主が会社に代わって役員に対して起こす損害賠償請求

第三者訴訟

..... 取引先等の第三者が役員に対して起こす損害賠償請求

会社訴訟

..... 会社（取締役に対する請求の場合には監査役が会社を代表）が自社の役員に対して起こす損害賠償請求



### 会社役員賠償責任保険（D&O保険）とは

会社の役員がその業務を遂行するにあたり、過失により会社（株主）や第三者に経済的損害等を与えたとの理由で、損害賠償請求を受けた場合に、役員が個人として負担しなければならない損害、すなわち法律上の損害賠償金及び争訟費用（弁護士費用等）を保険金としてお支払する保険です。本保険は上記、「株主代表訴訟」と「第三者訴訟」を対象とし、会社訴訟は対象外となります。

## 〔5〕会社役員賠償責任保険(D&O保険)契約方法

1. ご契約者; 貴社

2. 被保険者; 保険証券記載の「会社」(\*1)の全ての「役員」(\*2)となります。

(\*1) 貴社(記名法人)のほか、会社法上の子会社を任意に含めることができます(記名子会社といいます。)

(\*2) 取締役、監査役及び会計参与

- ・執行役員は、貴社における執行役員の定義を明記していただくことにより被保険者に含めることも可能です。
- ・委員会設置会社の場合には、特約を付帯することにより執行役を被保険者に含めることも可能です。

### ご留意点

保険契約者は法人であり、一部の役員が個別にご加入することはできません。

下記の方々も被保険者に含まれます。

- ・退任役員(初年度契約の保険期間開始日より前に退任の場合は除きます。)
- ・保険期間中に新たに選任された役員
- ・役員が死亡された場合には、相続人または相続財産法人(破産手続き開始がなされた場合は破産管財人)

## 〔6〕お引受条件の設定

### 1. てん補限度額

1事故および保険期間中同額で設定します。

### 2. 免責金額

ご契約時に役員1名あたりと1請求あたりの免責金額(自己負担額)を設定します。

### 3. 縮小てん補割合

ご契約時に95%以下にて縮小てん補割合を約定します。

< 支払保険金の算定方法 >

支払保険金<sup>( \*1 )</sup> = ( 損害賠償金 + 争訟費用 - 免責金額<sup>( \*2 )</sup> ) × 縮小てん補割合

( \*1 ) ご契約時に約定されたてん補限度額が限度となります。

( \*2 ) 免責金額は「役員1名あたりの免責金額 × 損害賠償請求を受けた役員数」と「1請求あたりの免責金額」のいずれか低い額が適用されます。

< 適用例 > 役員1名あたり10万円と1請求あたり100万円の免責金額が設定された契約で、保険金支払対象の役員が15名いる場合、適用される免責金額は100万円となります。

### 4. 適用地域

通常は全世界となりますが、損害賠償請求が日本国内のみ等で行われた場合に限定してお引受けすることも可能です。

### 5. 大株主の定義

原則として5%で設定します。大株主からなされた損害賠償請求、または株主代表訴訟であるか否かを問わず、大株主が関与して、会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求は免責となります。

## 〔7〕保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金

### 1. 保険金をお支払いする場合

被保険者が会社の役員としての業務について行った行為(不作為を含みます。)に起因する次の損害に対して保険金をお支払いします。

保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が提起されたことにより、被保険者が被る損害

### 2. お支払いする保険金

被保険者が負担される次の損害について保険金をお支払いします。

法律上の損害賠償金(判決金額・和解金)<sup>(\*)</sup>

争訟費用(訴訟、仲裁、調停または和解等により生じた諸費用:弁護士費用、訴訟費用等)

\*法律上の罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金の加重された部分、契約等によって加重された損害賠償金及び税金は、お支払いの対象となりません。



## 〔 8 〕 お支払いできない主な場合 役員の内容による免責

### 1 . 役員の内容による免責

下記の場合は本保険の対象になりません。

ただし、以下の事由または行為が実際になされたと認められる場合に限り免責となります。また、これらの免責は被保険者ごとに適用されます。

- a. 違法に私的な利益や便宜の供与を得た場合
- b. 犯罪行為である場合
- c. 法令に違反することを認識しながら行った行為である場合
- d. 違法に報酬、賞与等が支払われた場合
- e. 未公表の情報を利用して株式・社債等の売買を行った場合
- f. 違法な利益供与を行った場合

## 〔 8 〕 お支払いできない主な場合 保険期間との関係による免責

### 2 . 保険期間との関係による免責（P.15をご参照ください。）

下記の場合は本保険の対象になりません。

また、以下の事由または行為については、実際に生じた、または行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し出に基づいて被保険者に請求がなされた場合にも免責となります。

- g. 初年度契約開始日前に行われた行為に関連する一連の損害賠償請求
- h. 初年度契約開始日前に会社に対して提起されていた訴訟の中で、申し立てられていた事実に関連する一連の損害賠償請求
- i. 保険契約開始日前に被保険者が賠償請求がなされるおそれがある状況を知っていた場合、その原因となる行為に関連する一連の損害賠償請求  
(賠償請求のおそれがあることを弊社に通知されたときの保険契約で補償の対象となります。)
- j. 保険契約開始日前に被保険者に対してなされていた賠償請求の中で申し立てられていた行為に関連する一連の損害賠償請求  
(最初の賠償請求がなされたときの保険契約で補償の対象となります。)

## 〔8〕お支払いできない主な場合 その他の免責

### 3. その他の免責（他の保険との関係等）

下記の場合は本保険の対象になりません。

また、以下の事由または行為については、実際に生じた、または行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し出に基づいて被保険者に請求がなされた場合にも免責となります。

k. 環境汚染に起因する損害賠償請求

l. 原子力危険に起因する損害賠償請求

m. 身体障害、財物損壊、人格権侵害<sup>(\*)</sup>に対する損害賠償請求

(\*) 口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為のことをいいます。

n. 記名子会社の役員への賠償請求のうち、記名法人が直接、間接に記名子会社の株式の50%超を所有していない間の行為に起因する損害賠償請求

## 〔 8 〕 お支払いできない主な場合 その他の免責

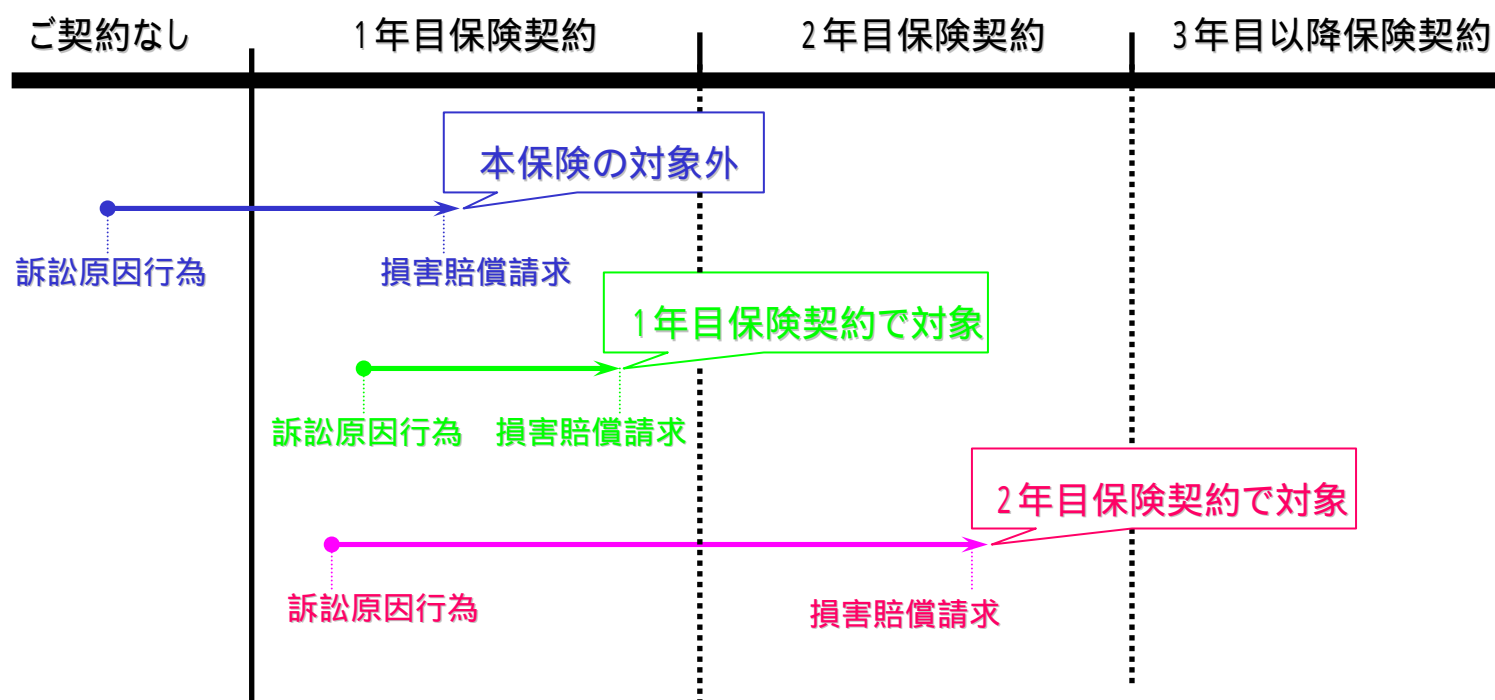
### 4 . その他の免責（他の被保険者が関与したもの等）

下記の場合は本保険の対象になりません。

- o . 他の被保険者もしくは会社がなした、または関与した損害賠償請求
- p . 大株主がなした、または関与した損害賠償請求
- q . 株主代表訴訟による損害賠償請求の結果、被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害  
【株主代表訴訟担保特約条項(P.16)】で担保します。

# 〔9〕保険契約の適用について

## 保険契約の適用について



損害賠償請求時に有効に存在している保険契約が適用されます。

## 〔10〕特約条項について - 原則付帯される特約条項 -

原則として、次の特約条項が付帯されます。

### 株主代表訴訟担保特約条項

株主代表訴訟等により被保険者が会社に対して責任を負担する場合を担保するものです。

### てん補損害拡張担保特約条項

文書作成費用、提訴請求時からの争訟費用を担保するものです。

### 免責金額に関する特約条項

免責金額の適用方法を規定するものです。

### 保険の付保・維持の過誤に関する不担保特約条項

保険の手配・維持の過誤による損害を与えたことに起因する損害賠償請求を免責とするものです。

### 補助参加費用担保特約条項

株主代表訴訟が提起された後に、会社が被告取締役側に補助参加する場合に、会社が負担する争訟費用を担保するものです(てん補限度額 = 主契約のてん補限度額の5%)。

### 提訴請求対応費用特約条項(\*)

< NEW >

株主から提訴の請求がなされた場合において、会社がその調査を行うための費用または不提訴理由を通知するための費用を担保するものです。

(\*)会社法の施行に伴い新設した特約条項です。

## 〔10〕特約条項について - 保険適用地域に北米を含む場合に付帯される特約条項 -

< 保険適用地域に北米を含む場合には上記に加え以下の特約条項を付帯します。 >

### ERISA免責特約条項

米国の従業員退職基金補償法違反に起因する損害賠償請求を免責とするものです。

### SEC免責特約条項

米国証券法および米国証券取引法違反に起因する損害賠償請求を免責とするものです。

### RICO免責特約条項

米国の組織犯罪防止法違反に起因する損害賠償請求を免責とするものです。



## 〔10〕特約条項について - その他の特約条項 -

<ご要望に応じ、次の特約条項を付帯することも可能です。>

### 会社補償担保特約条項

会社が法律や定款等に基づいて適法に役員<sup>1</sup>の損害の補償を行う場合、それにより会社に生じた損失を担保するものです(米国に所在する子会社を記名子会社として本保険を契約する場合に、本特約を付帯することができます。)

### 被保険者追加持約条項

執行役員<sup>2</sup>の定義を行うものです。

### 委員会設置会社特約条項

委員会設置会社の場合に、執行役を被保険者に含めるものです。

### 証券適用地域に関する特約条項(日本国内)

日本国内でなされた損害賠償請求に起因する損害に限り担保するものです。

### 信頼回復費用担保特約条項(詳細はP19をご参照ください。)

会社が株主代表訴訟<sup>3</sup>終結時に、企業の信頼回復または社内体制の再構築等<sup>4</sup>を示すことを目的として、広告活動を行うために会社が支出する費用を担保するものです(てん補限度額 = 主契約のてん補限度額または5,000万円のいずれか小さい額)。

### 勝訴時縮小てん補割合不適用特約条項

役員勝訴の場合に限り、縮小てん補割合を「100%」とすることを規定するものです。

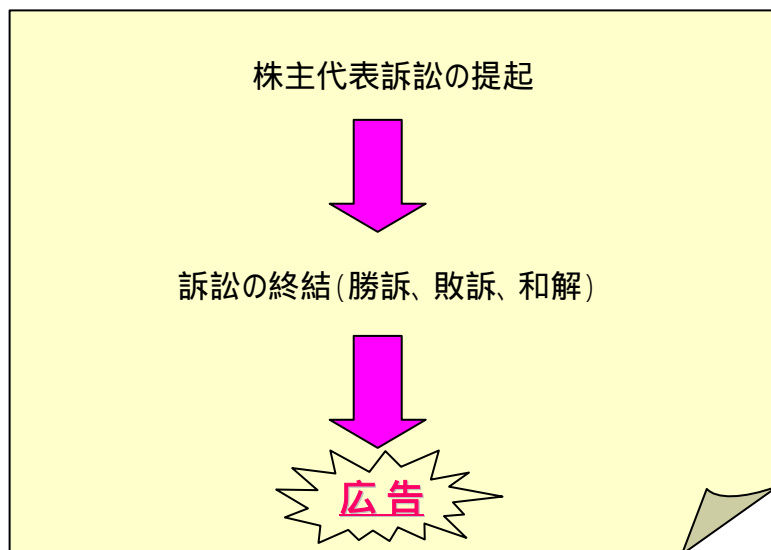
### 勝訴時免責金額不適用特約条項

役員勝訴の場合に限り、免責金額を「0円」とすることを規定するものです。

# 信頼回復費用担保特約条項について

## 信頼回復費用担保特約条項

会社が株主代表訴訟終結時に、企業の信頼回復または社内体制の再構築等を示すことを目的として、広告活動を行うために会社が支出する費用を担保するものです。



被保険者

貴社

支払限度額

主契約のてん補限度額または5,000万円のいずれか  
小さい額が限度(主契約とは別建て)

免責金額、縮小てん補割合

なし、95%

お支払いする保険金

広告費用

株主代表訴訟終結時に、企業の信頼回復または社内体制の再構築等を示すことを目的とする広告を新聞等に掲載するための費用(ただし、あらかじめ弊社の同意を得たものに限ります。)

# (11) 会社役員賠償責任保険 (D&O保険) 想定される事故事例

## 株主からの請求



### 1. 株主からの請求

#### 新規参入事業の失敗

新規事業に参入したが、見通しを誤り収支が悪化しているのは経営計画の失敗であるとして、株主が過去、現在の経営陣を相手取り、会社の損害について賠償を求める代表訴訟を提起した。

#### 投資の失敗

外国為替の先物予約取引に失敗し、多額の含み損を抱えてしまった。財務部門が独断で内部規定に逸脱して、投機的な運用を行ったことが原因であるが、これを見逃した財務担当役員に対し、株主が代表訴訟を提起した。

#### 債権回収の不能

カントリーリスクの高い国にプラントを輸出したところ、政変により事実上代金が回収不能になってしまった。その損害が巨額で決算に重大な影響を与えるものであったため、プラント輸出を決裁した経営陣の責任は重いとして株主が代表訴訟を提起した。

# (11) 会社役員賠償責任保険 (D&O保険) 想定される事故事例

## 従業員からの請求



### 2. 第三者（従業員）からの請求<sup>(\*)</sup>

#### 不当解雇

社員を勤務態度不良との理由で解雇したところ、当該社員が解雇の理由は正当ではなく、本当の理由は上司の私的感情にあるとして、解雇の取り消しを求め、同時に復職するまでの逸失賃金の賠償を求める訴えを取締役に対して提起した。

#### 性差別

管理職への昇進を見送られているのは性差別によるものだとし、長年勤務する女性社員が、人事担当役員に対し管理職への昇進と賃金の差額の支払いを求めた。

#### セクシャルハラスメント

一部門の女性社員が一斉に退社する事件があった。彼女等は退職の理由をその部門の男性社員のセクハラに耐えられなくなったためとし、そのような職場環境を改善しなかった担当取締役に対し、他の職が見つかるまでの経済的損害の賠償を求めた。

(\*) 雇用慣行賠償責任保険 (EPLI) と補償が重なる場合が場合があります。その場合は、支払いを優先すべき契約を契約時に約定します。

# (11) 会社役員賠償責任保険 (D&O保険) 想定される事故事例

## 顧客・取引先等からの請求



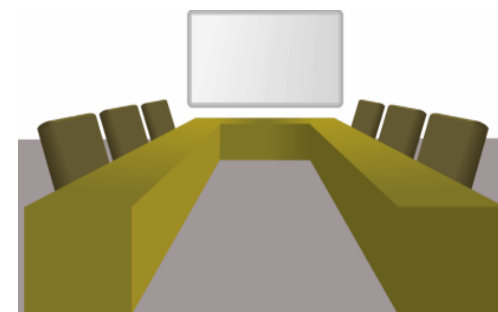
### 3. 第三者（顧客、取引先、競合他社等）からの請求

#### 契約紛争

売買契約上のトラブルが発生し、契約の相手先より、不当な取引により損害を被ったとして、営業担当取締役に対して逸失利益についての賠償請求があった。

#### 合併事業での紛争

合併にて事業を推進する計画が外部に漏れてしまった。合併の相手先より、守秘義務違反を理由として、当該計画の担当取締役に対し、損害賠償の請求がされた。



## 〔12〕 保険料の税務処理 - 会社における保険料の税務処理 -

### 1. 会社における保険料の税務処理

会社役員賠償責任保険(D&O保険)の保険料は、基本部分の保険料(役員敗訴の場合の損害は対象外)と株主代表訴訟担保特約条項(役員敗訴の場合の損害を担保)の保険料から構成されます。このうち、基本部分の保険料について会社が負担した場合は、経費として損金処理できます。株主代表訴訟担保特約条項の保険料については、商法上の問題を配慮し、役員の個人負担となりますが、当該保険料を会社負担とした場合には、役員個人に対して経済的利益の供与があったものとして給与課税が必要となります。

上記を簡単に整理すると次のようになります。

	保険料負担方法	会社の経費処理	役員個人への給与課税
基本保険料	会社が保険料を負担	損金処理可能	給与課税不要
特約保険料	役員報酬として処理	損金処理可能	給与課税必要
	役員個人から徴収		

## 〔12〕保険料の税務処理-役員間での保険料配分-

### 2. 株主代表訴訟担保特約保険料の役員間での配分

株主代表訴訟担保特約条項の保険料の役員間での配分は、合理的な基準により行うことが必要です。合理的な基準によらず恣意的な配分を行った場合には、役員間での贈与があったものとみなされる可能性があります。役員間における保険料の分担方法で税務当局が妥当と認める方法の主なものは次のとおりです。

#### 役員間で均等に分担する方法

無報酬またはわずかな報酬しか得ていない取締役にまで均等に負担させることが適当でないと認められる場合には、当該取締役への配分割合を縮小または配分しない方法を含みます。

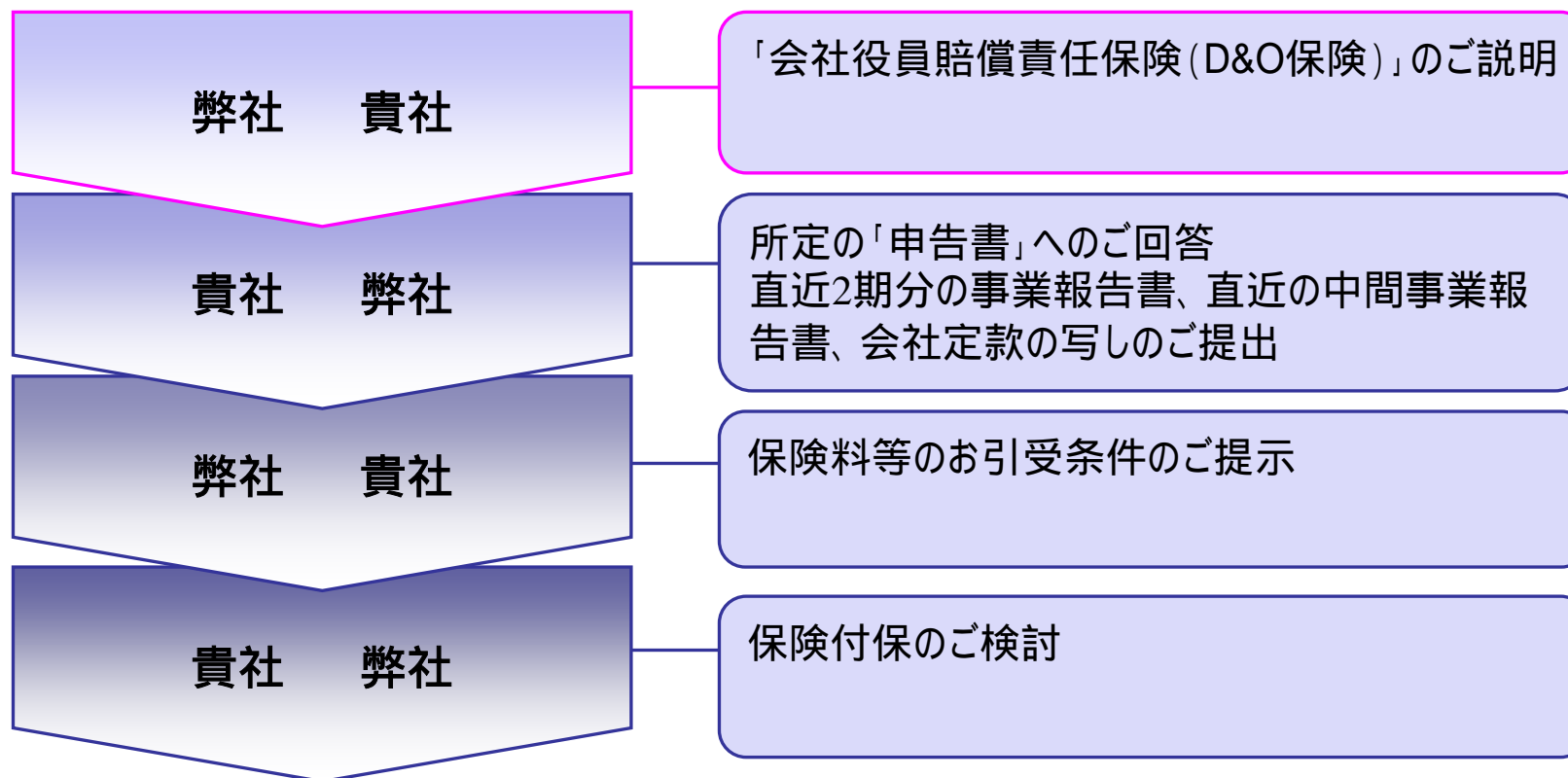
#### 役員報酬に比例して分担する方法

#### 会社法上の区分別に負担する方法

会社法に定められた代表取締役、取締役、監査役、会計参与ごとにそれぞれの役割に応じた配分を行うものです。なお、すでに退任した役員にまで配分する必要はありません。役員報酬として処理する場合の配分の決定手続きは、通常の報酬配分の決定手続きにより行うことをお勧めします。

## 〔13〕ご契約までのフロー

保険料等のお引受条件は、業種、総資産、経営状況等を総合的に勘案したうえで、ご案内させていただきます。弊社所定の申告書へのご記入および下記資料のご提出をお願いします。



契約のご締結